

安全及び環境保護の方針

朝日海運株式会社は、船舶管理業務を行う上で、船舶の安全運航及び環境保護の確保及び船員の健康管理を最優先されるべき事項であると認識し、これを次の種類の船舶の管理業務を信頼性のある品質に維持するために次の「基本方針」を定める。

【基本方針】

「海上に於ける安全、人命の損失又は傷害並びに海洋環境及び財産の損害回避を確保する事」を、船舶運航における当社の基本方針とする。

管理船舶の種類：オイルタンカー

管理船舶の航行区域：沿海区域・限定近海

当社は、本方針を完遂する為に国際安全管理コード（ISMコード）の要件及び適用される法令に準拠した「安全管理システム」を確立し、実施に当っては、特に、次の事項に留意する。

1. 船舶運航に於ける安全な業務体制及び安全な作業環境の確保
2. 予想される全ての危険に対する対策の確立
3. 陸上及び船内の要因の安全及び環境に関する緊急事態への準備を含めた安全管理技術の継続的な改善
4. 船員の健康管理

私は、「安全管理システム」の実施に全責任を負い、船舶及び船舶全乗組員並びに陸上関連部署が、適用される法令を遵守すると共に、機関、主管庁、船級協会及びその他の海事関係機関によって勧告される適用コード、指針及び基準に配慮し、「安全管理システム」を実施することを約束します。

尚、海務担当を安全管理責任者に指名し、「安全管理システム」の監視及び陸上組織と管理船舶の連携を確保する責任と権利を委譲し、システムの運用状況の監視及び陸上と海上との連携を確保する為の責任と権限を付与した。

安全管理責任者は、システム運営に当って発生したシステム上の問題を明確にし解決策を発案・推奨・提起し、システムを維持・改善する責任を有し、関係部署及び船長に対し必要な助言或いは指示を与え、且つ船長に対し必要な陸上からの支援が確実に提供されるようにしなければならない。

以上が当社の安全管理に関する方針であり、陸上全社員及び管理船舶の船長以下全乗組員が、本「基本方針」を十分理解の上、「安全管理システム」を遵守し、その業務を確実に実施且つ維持する義務を有する事を宣言します。

平成 20 年 10 月 7 日
朝日海運株式会社
代表取締役 三宅 敏